

## 確 認 書

宮城県（以下「甲」という。）と三重県（以下「乙」という。）は、宮城県内の災害廃棄物に係る広域処理に関する基本的な事項について、次のことを確認する。

（対象とする災害廃棄物）

第1条 広域処理の対象とする災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）は、木くず、廃プラスチックなどの可燃物とする。

（安全性の確保に関する役割）

第2条 甲は、災害廃棄物を乙に引き渡すまで、処理を行う災害廃棄物の管理等、災害廃棄物の安全性の確保に関する責任を負うものとする。

2 乙は、災害廃棄物を甲より引渡しを受けたときから、放射能濃度の確認を行う等、災害廃棄物の安全性の確保に関する責任を負うものとする。

（処理体制の整備）

第3条 乙は、三重県内の処理体制を整備するに当たって、平成24年4月20日に三重県市長会及び三重県町村会と合意した内容に沿って、受入市町等と協議を行い、その結果を甲に伝達した上で、甲と乙が協議調整するものとする。

2 甲と乙は、前項について協議が整った後、速やかに、災害廃棄物の広域処理の実施に関する具体的な事項を定めるものとする。

平成24年4月27日

宮城県知事

村井 嘉浩

三重県知事

鈴木 英敬